

税法上の同族会社とファミリービジネス

—税制改正におけるファミリービジネスの視点の導入の重要性に関する一考察—

橋本 浩介

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of Family Corporation under the Corporation Tax Act, and Family Businesses

—A Study of the Importance of Introducing the View Point of Family Businesses to Family Corporation under the Tax Revisions —

HASHIMOTO Kosuke

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

In this paper, I analyzed the differences of Family Corporation on the Corporation Tax Act and Family Businesses in Japan. In the Corporate Tax Act, Family Corporation is clearly defined. On the other hand, Family Businesses are not defined definitely.

Additionally in the Act, Family Corporation has an original regulation which the non-Family Corporation doesn't have, and the Act enforces to clarify a range of the original regulation. On the other hand, many studies on Family Businesses, although the clarification of definitions hasn't been completed, achieved remarkable success. From the business practitioner's point of view, this paper proposed that it to be introduced the perspective of family business advantage to business succession tax system on the Corporation Tax Act. In the previous taxation revising, it was lacked of the perspective of Family Businesses studies. In the future, however, under the tax system revision that is not only the business succession tax, but also carrying other institutional tax reforms, the superior aspects of family businesses would be introduced.

1. はじめに

同族会社とは、法人税法上の概念が一般化したものである。これに対して、ファミリービジネスとは、ファミリーが同一時期あるいは異なった時点において役員または株主のうち2名以上を占める企業をいう(後藤,2012)¹。

欧米では、1980年代頃よりファミリービジネス研究が盛んに行われ、その特徴や優位性について議論されてきた。日本では従来、同族企業や同族経営といった場合に同族支配の意味や、不祥事や不正の原因という必ずしも良くないイメージで語られることがあった。また、法人税法上も、同族会社には、非同族会社には設けられていない特有の規制もある。

¹ 後藤俊夫編著(2012)「ファミリービジネス知られざる実力と可能性」白桃書房,p3。ファミリービジネスの定義は、まだ定まっていない。たとえば、倉科(2003)では、「(1)事業承継者としてファミリー族の名前が取りざたされており、(2)必ずしも資産形成を目的としているのではなく、

ファミリーの義務として株式を保有しており、(3)ファミリーが、重要な経営トップの地位に就任しているような企業である」としている。倉科敏材(2003)「ファミリー企業の経営学」東洋経済新報社,p15。

しかし、近年では、日本においてもファミリービジネスに対する関心が高まり、老舗企業のような長寿性や高い収益性の要因として注目されるようになった。

ファミリービジネスには、オーナーシップ、マネジメント、ファミリーの3つの要素に重なり合う部分があることから、ファミリービジネス以外の企業とは異なる思考がある (Yoe et al., 2002)²。同族会社とファミリービジネスとは、異なる概念である。にもかかわらず、倉科(2003)³ が指摘するように、実際には、両者は混同して使われるケースが多い。そこで本稿では、税法上の同族会社とファミリービジネスの違いについて明らかにする。そこから、事業承継税制について、従来の考え方に、ファミリービジネス研究の視点も補完するために取り入れこれを活用する必要があることを示す。

2. 同族会社

2.1 同族会社の定義

同族会社という用語は、前述のように、税法上の用語が一般化したものであり、同法上では以下のように定義されている。すなわち、法人税法上の同族会社とは、以下の法人税法第二条第10号において4、三人以下（並びに、政令で定める特殊の関係にある個人⁵及び法人⁶）の株主により、その会社の発行済

株式又は出資の50%を超えて所有されている会社のことである。

ここで、株主1人及び特殊の関係にある個人及び法人で、発行済株式の過半数または議決権数の過半数の株式を保有している会社を特定同族会社と呼ぶ。後述する、同族会社における税務上の制限のうち留保金課税の対象となるのは資本金の額または出資金

じ。)の使用人

四 前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

⁶ 政令で定める特殊な関係の法人とは、法人税法施行令第四条第二項において、以下のように定義されている。

一 同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項及び第四項において「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において 同じ。）が他の会社を支配している場合における当該他の会社

二 判定会社株主等の一人及びこれと前号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

三 判定会社株主等の一人及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

また、上記の「他の会社を支配している場合」とは、法人税法施行令第四条第三項において、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

一 他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合

二 他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合

イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権

ロ 役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権

ハ 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権

ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

三 他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合

² Yoe, G.H.H., Tan, P.M.S., Ho, K., and Chen, S.S. (2002) "Corporate ownership structure and the informativeness of earnings," *Journal of Business Finance and Accounting*, 29, pp. 1023-1046.

³ 倉科敏材 (2003) 「ファミリー企業の経営学」東洋経済新報社,p16.

⁴ 会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

⁵ 政令で定める特殊の関係のある個人とは、法人税法施行令第四条第一項において、以下のように定義されている。

一 株主等の親族

二 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 株主等（個人である株主等に限る。次号において同

の額が1億円超の特定同族会社のみである。

以上を踏まえて、税務上の同族会社についてまとめると(表1)のようになる。発行済株式総数のうち、上位3人以下(特殊関係者を含む)で50%超の株式を保有している場合(持株基準)、上位3人以下(特殊関係者を含む)で議決権の過半数を有している場合(議決権基準)、持分会社(合名会社、合資会社および合同会社)において、上位3人以下(特殊関係者を含む)の出資社員(業務執行社員を定めた場合はその社員)の数が過半数を占める場合(社員数基準)、の3つの基準のうちいずれかに該当すれば同族会社となる(辰巳, 2013)⁷。

(表1) 法人税法上の同族会社

持株基準	次の算式で計算した割合が50%を超える会社 割合 = (会社の株主等の3人以下が有する株式数・出資金額) ÷ (その会社の発行済株式・出資総数または総額(会社が所有する自己の株式・出資は除く))
議決権基準	会社の株主等の3人以下が次の①～④の議決権のいずれかにつき、その総数(議決権を行使できない株主等の有する議決権は除く)の50%超を有する場合 ① 事業の全部、重要な部分の譲渡・解散・継続・合併・分割・株式交換・株式移転・現物出資の決議にかかる議決権 ② 役員の選任・解任の決議にかかる議決権 ③ 役員の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益事項の決議にかかる議決権 ④ 剰余金の配当・利益の配当の決議にかかる議決権
社員数基準	株主等の3人以下が合名会社・合資会社・合同会社である会社の社員(会社が業務執行社員を定めたときは業務執行社員)の過半数を占める場合

(出所) 辰巳忠次(2013)『いまさら人に聞けない「同族会社の自社株対策」実務 Q&A【改訂版】』セルバ出版, pp. 8-9。

2.2.同族会社の数

金子(2014)⁸によると、平成23年度現在、わが国の法人の数は257万8000社を超えているが、そのうち6900社余り(約0.2%)が特定同族会社であり、248万5000社余り(約97%)が同族会社(法税2条10号の

定義に該当する同族会社)である。

2.2.同族会社に対する法人税法上の規制

同族会社には、租税回避防止の観点から法人税法上、特別な規制をかけられている。同族会社以外では多数の株主による牽制が効く。しかし、同族会社では株主と経営者が同一であり、会社の取引と個人的な取引を混同して、特定の株主の意向により税額を不当に減らすような行為や計算をすることがあり、税務上問題を生じることがある。よって、(表2)に示すように、法人税法において特別な制限が加えられている。

(表2) 同族会社に対する税法上の制限

行為または計算の否認	同族会社が法人税額の負担を減少させる目的で不当な行為・計算が行っていると判断された場合、その行為・計算を否認し、税務署長の権限により正当な所得・税額を計算することが認められる。
役員の認定、使用人兼務役員の制限	同族会社の役員で一定の要件を満たす者は使用人兼務役員となることができず、支給する給与等の額のうち不当に高額な部分は損金算入できない。
留保金課税	同族会社の各事業年度の所得金額で、配当せずに内部留保している金額が税務上の基準を超えている場合、超過分の留保金額に対して特別に法人税を課す。

(出所) 筆者作成

第一に、同族会社の行為または計算の否認は、同族会社において法人税額の負担を減少させる目的で租税回避行為にかかる取引が不当に行われていると判断された場合、税務署長はその行為・計算を否認し、適正な取引が行われたものとして法人税などの課税所得や法人税額などを計算することができる。

第二に、役員の認定、使用人兼務役員の制限は、同族会社の株主で一定の要件⁹を満たす者がその

⁹ 一定の要件とは、法人税法施行令第七十一条第1項第五号において、次のように定められている。これらの要件を全て満たす者は使用人兼役員となることができない。

イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ(同順位の株主グループが二以上ある場合には、そのすべての株主グループ。以下この号イにおいて同じ。)の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属してい

⁷ 辰巳忠次(2013)『いまさら人に聞けない「同族会社の自社株対策」実務 Q&A【改訂版】』セルバ出版。

⁸ 金子宏(2014)「租税法[第19版]法律学講座双書」弘文堂、p454。国税庁企画課『会社標本調査一調査結果報告税務統計から見た法人企業の実態(平成23年度分)』p158 参照。

会社の役員となっている場合、その者は使用人兼務役員となることができない。また、役員と政令で定める特殊の関係のある使用人¹⁰に対して支給する給与等の額のうち、不相当に高額な部分の金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入しない。

第三に、留保金課税は、同族会社のうち特定同族会社についてのみ、各事業年度の所得金額について内部留保した金額のうち留保控除額を超える金額がある場合は、留保金額に対して特別の法人税が課される¹¹。

2.3.同族会社に対する相続税法上の規制

相続税の回避を防止するため、あるいは回避の意図のない場合でもその不当な減少を防止するため、相続税法は、同族会社との取引について、次のようにいくつかの規定を設けている。

第1に、相続税についても、同族会社の経済的合

ること。

- (1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ
 - (2) 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ
 - (3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ
- ロ 当該役員の属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。
- ハ 当該役員（その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。）の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。

¹⁰ 政令で定める特殊の関係のある使用人とは、法人税法施行令第七十二条において、次に掲げる者とする。

- 一 役員の親族
- 二 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- 四 前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

¹¹ 留保金課税額は、留保金額から留保控除金額を差し引いた金額に対して、下記の区分ごとにそれぞれの税率を掛けた金額である。

- 一 年三千万円以下の金額 百分の十
- 二 年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五
- 三 年一億円を超える金額 百分の二十

理性を欠いた行為または計算によって、税負担が不当に減少することがありうるため、相続税法は、同族会社の行為・計算で、これを容認した場合にはその株主等の相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合に、これを否認して課税価格を計算しなおす権限を、税務署長に与えている(相続税法 64 条 1 項)。第2に、平成 13 年度の改正相続税法は、法人組織再編税制の導入に伴い、法人組織の再編成によって税負担が不当に減少することを防止するため、移転法人(合併等によりその資産・負債の移転を行った法人)または取得法人(合併等により資産・負債の移転を受けた法人)の行為・計算で、これを容認した場合にはその株主等の相続税または贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、相続税または贈与税についての更正・決定に際し、これを否認して課税価格を計算する権限を税務署長に与えている(相続税法 64 条 4 項)。

2.4.同族会社に関する論点

国立情報学研究所論文情報ナビゲータ (Cinii) の論文検索において、検索キーワードを「同族会社」とした場合に検索される結果は 511 件である (2013 年 11 月現在)。

(表 3) に示すように、検索された論文及び記事の掲載誌の多くは税務・租税関連の雑誌であることが分かる。また、税務・租税関連の内容をメインに取り扱っている論文及び記事は、511 件中 463 件であり、全体の 90.6%を占めている¹²。

各論文及び記事の出版年は、(表 4) の通りである。法人税法における同族会社に関連する箇所の改正が行われた年とその前後に論文及び記事数が増加する

¹² 税務・租税関連の内容をメインとして取り扱っている論文及び記事のカウントの方法は以下の通りである。はじめに、「税務・租税関連以外」の論文及び記事として、

- (1) 税務・租税関連以外の雑誌掲載記事
 - (2) タイトルに「税」を含まない論文及び記事
 - (3) タイトル内に同族会社における法人税法上の規制に関連する概念や用語を含まない論文及び記事
- 以上、(1)～(3)の条件を全て満たす論文及び記事に、
- (4) 詳細な内容が分からないが、同族会社に関する総論と思われる論文及び記事

を加えると、48 件の論文及び記事を「税務・租税関連以外」として分類できる。「同族会社」関連の総記事数 511 件より上記 48 件を差し引くと、税務・租税関連の内容をメインに取り扱っている論文及び記事は 463 件となる。

傾向がある。類似した用語で「同族企業」「同族経営」についても同様にキーワード検索した結果、「同族企業」は 49 件、「同族経営」は 98 件の論文及び記事が検索された。「同族会社」の検索結果とは異なり、「同族企業」「同族経営」について税務・租税関連の内容をメインに取り扱っている論文及び記事は、147 件中 4 件（2.7%）のみであった。

（表 3）「同族会社」に関連する論文及び記事の掲載誌

税務弘報	76	税務大学校論叢	8	税	4	Lexis判例速報	2	旬刊商事法務	2
税理	71	T & A master	7	税務会計	4	エコノミスト	2	城西経済学会誌	2
税経通信	61	ジュリスト	7	法学論叢	3	ビジネスガイド	2	政治と経済	2
税法学	25	建設業しんこう	7	エコノミスト・ナガサキ	3	会計監査	2	税と財	2
税務QA	23	企業実務	6	スタッフアドバイザー	3	岐阜経済大学論集	2	民商法雑誌	2
月刊税務事例	21	月刊中小企業	6	企業会計	3	法曹時報	2	その他	68
税研	14	帝京大学大学院経済学年誌	6	国際税務	3	経理woman	2		
財政経済弘報	12	近代セールス	4	山陰の経済	3	広島経済大学経済研究論集	2		
旬刊国税解説速報	10	銀行法務21	4	税務事例研究	3	広島法学	2		
税経新報	9	時の法令	4	租税法研究	3	札幌学院法学	2		

（出所）筆者作成

（表 5）が示すように、「同族企業」「同族経営」に関連する論文及び記事の主な内容は、同族企業の不祥事や内紛、倒産、限界に関するものが 37 件（25.2%）、同族企業における事業継承の問題を扱ったものが 34 件（23.2%）と多くなっている。同族企業の統治に関する内容（13 件；8.9%）は 1970 年代から現在にかけて継続的に話題となっている。長寿性や老舗企業の強みといった同族企業の特長やメリットについて論じた内容（14 件；9.5%）が増加傾向にある。

2007 年（28 件；19%）には、『日経ベンチャー』（2007）¹³ においてファミリービジネスの特集号が生まれ、「ファミリービジネス」という用語の一般化と注目の流れに繋がっていったと推察される。

（表 4）「同族会社」に関連する論文及び記事の出版年

¹³ 『日経ベンチャー』（2007 年 4 月号）。

1948年	2	1959年	6	1972年	1	1988年	2	2003年	39
1949年	7	1960年	1	1974年	1	1989年	1	2004年	22
1950年	3	1962年	2	1975年	1	1990年	1	2005年	20
1951年	2	1963年	2	1976年	1	1995年	1	2006年	65
1952年	4	1964年	1	1977年	3	1996年	6	2007年	56
1953年	3	1966年	1	1978年	2	1997年	16	2008年	37
1954年	1	1967年	1	1979年	1	1998年	5	2009年	31
1955年	2	1968年	2	1980年	4	1999年	15	2010年	13
1956年	9	1969年	2	1982年	2	2000年	23	2011年	10
1957年	2	1970年	2	1985年	4	2001年	27	2012年	6
1958年	9	1971年	2	1986年	1	2002年	26	2013年	2

（出所）筆者作成

（表 5）「同族企業」「同族経営」に関連する論文及び記事の
カテゴリーと出版年

年	海外事例・比較	企業統治	経営実務	経営理念・文化	産業	事業継承	社会性	税務・租税	総論・その他	長寿・老舗・堅実・強み	不祥事・内紛・倒産・限界	総計
1970					1							1
1971					1							1
1978		2							1			3
1979									1			1
1980		2										2
1982		1										1
1983			2									2
1992		1										1
1995	2											2
1997	1				1	4			1	1	7	15
1998			1			1					1	3
1999									1		4	5
2000			1							1		2
2001	1							2	2		3	8
2002					1	2				1	5	9
2003		1								1	1	3
2004	2								1		3	6
2005		2		1			1					4
2006		1				1			1	1	1	5
2007	5			2	1	2	1	1	2	5	9	28
2008				1		3						4
2009						6			3			9
2010		1		2	1	7		1		1		13
2011		2				5	2		1	1	1	12
2012			2			3					2	7
総計	11	13	6	6	6	34	4	4	14	12	37	147

（出所）筆者作成

3. ファミリービジネス

3.1.ファミリービジネスの定義

後藤（2005）¹⁴ が指摘するように、税法上の同族

¹⁴ 後藤俊夫（2005）「ファミリービジネスの現状と課題：研究序説」『静岡産業大学国際情報学部研究紀要』7, pp. 210-211。

会社とファミリービジネスは同義語ではない¹⁵。例えば、同族会社の定義における「三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人」が全て創業者一族であれば、この同族会社はファミリービジネスということができる。しかし、「三人以下～」の全てが創業者一族とは異なる場合は同族会社ではあるがファミリービジネスではない。反対に、全てのファミリービジネスが必ずしも同族会社であるとは限らない。「三人以下～」の出資額合計が全体の50%に達しないファミリービジネスは同族企業ではない。ファミリービジネスとファミリービジネスはほぼ同義であると見なされるが、以下、本稿では企業体そのものを指す場合はファミリービジネス、企業体が行う事業や企業体を含めた概念を示す場合にはファミリービジネスという区別して用いることにする。

ファミリービジネスまたはファミリー企業という用語は同族会社とは異なる意味合いで使用されてきた。また、同族企業や同族経営といった用語は、同族支配の意味や不祥事や不正との関連で語られることが多かった。例えば、独断専行の経営、それに伴った組織の弱体化や株式・顧客の軽視である(斎藤, 2008)¹⁶。他にも、少数株主の搾取、株主が自らにのみ利益となる経営を行う危険性、非効率性、創業者一族に対する特別配当による企業パフォーマンスの低下、世襲により有能な者が経営者になる可能性が低くなる、株価への影響、研究開発投資への影響などが指摘されている¹⁷。

ここでファミリービジネスの定義を検討する。ファミリービジネスの定義は論者により異なり、ただ一つに限定されていない。例えば、Wortman (1995)¹⁸ はファミリービジネスの定義は20以上存在するとしている。後藤 (2005)¹⁹ は、Newbauer and Lank

(1998)²⁰ に従って、ファミリービジネスの定義を以下の4つに区分している。第一に、ファミリーの影響力について、影響力を担保するために、ファミリー構成員により株式の過半数を持ち、ファミリービジネスを所有することである。第二に、ファミリーの経営参画について、ファミリー構成員が、何らかの形で事業運営に直接関与することである。第三に、ファミリーの複数構成員の関与について、ファミリーから経営者が一人だけ事業に参加しているのであれば個人としての参加となるため、ファミリーの複数構成員が関与することである。第四に、次世代へ承継する意思について、次世代への承継を意図するか否かが経営方針に違いを生じるため、ファミリービジネスの特徴となり得るためである。その他に、株式の公開あるいは非公開はファミリービジネスの定義に影響を与えない。

ファミリービジネスの定義の方法として、以下の2つの方法が考えられる。第一に、持株比率による所有、支配構造による定義である。Anderson and Reeb (2003)²¹ は、創業家のメンバーが取締役会に加わり、株式の5%以上を保有している企業をファミリービジネスであると定義している。斎藤 (2006)²² は、創業者一族による持株比率が5%以上で、社長もしくは会長が創業者もしくは創業者一族出身である企業をファミリービジネス(一族企業)と定義している。吉村 (2007)²³ は、事業法人のなかで最大の持株比率を持つ一事業法人の持株比率が20%未満であり、かつ個人株主の中で最大の持株比率を持つ一家族の持株比率が10%超に該当する企業を同族支配であると定義している。この方法による問題点は、持株比率をどの水準にするかが論者により異なることである。また、「同族支配」という意味が強調されており、企業統治に関する文脈で使用されている。

¹⁵ 倉科敏材 (2003) も、同様の指摘をしている。倉科敏材 (2003) 「ファミリー企業の経営学」東洋経済新報社、p15。

¹⁶ 斎藤卓爾 (2006) 「ファミリー企業の利益率に関する実証研究」『企業と法創造』3 (1), pp. 171-185。

¹⁷ 同上, pp. 172-173。

¹⁸ Wortman, M. S. (1994). Theoretical foundations for family-owned business: A conceptual and research-based paradigm. *Family Business Review*, 7(1), 3-27.

¹⁹ 後藤俊夫 (2005) 「ファミリービジネスの現状と課題: 研究序説」『静岡産業大学国際情報学部研究紀要』7, pp.

206-210.

²⁰ Newbauer, Fred and Alden G. Lank (1998) *The family Business; Its Governance for Sustainability*. Routledge, New York.

²¹ Anderson, R.C. and Reeb, D.M. (2003) "Founding-Family Ownership and Firm Performance: Evidence from the S&P 500," *Journal of Finance*, 58 (3), pp. 1301-1328.

²² 斎藤卓爾 (2006) 「ファミリー企業の利益率に関する実証研究」『企業と法創造』3 (1), pp. 171-185。

²³ 吉村典久 (2007) 『日本の企業統治—神話と実態』NTT出版。

第二に、事業運営におけるファミリーのポジションや事業承継による定義である。O'Haraによる定義では、(1) 創業以来、単独のファミリーの管理下にある、(2) ファミリーの構成員が事業の運営ならびに将来に関与している、(3) 創業時と同じ州にいる、という3つの条件を満たしていれば上場・非上場を問わず、ファミリービジネスであると定義している²⁴。茶木(2008)²⁵は、(1) 10大株主の中に創業者または創業者一族及びその関連企業または財団が名を連ねており、かつ一族が会長または社長の地位にある、(2) 10大株主の中に創業者または創業者一族及びその関連企業または財団が名を連ねているが、会長または社長に一族の者が就いていない、(3) 10大株主の中に創業者または創業者一族及びその関連企業又は財団が名を連ねていないが、会長または社長には代々一族の者が就いている、という3つのカテゴリーに集約できるとしている。この中で、最もファミリービジネスの特質を表している(1)を定義として採用している。10大株主に限定しているのは、有価証券報告書では10大株主までが記載義務となっており、客観的に精度の高い株主構成を得る唯一の方法であるためである。嶋田(2009)²⁶は、創業家一族もしくはその持株機関が大株主であり、かつ創業家一族が社長もしくは会長を務めている場合、もしくはトップマネジメントとして経営陣に加わっている場合をファミリービジネスであると定義している。倉科(2003)²⁷によると、ファミリービジネス

スとは、以下の条件のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 事業承継者としてファミリー一族の名前が取りざたされている。

(2) 必ずしも資産形成を目的としているのではなく、ファミリーの義務として株式を保有している。

(3) ファミリーが、重要な経営トップの地位に就任している。

この定義に照らすと、倉科(2003)²⁸において、2000年3月期における全上場企業2515社のうち、専門経営者企業は1441社(57.3%)であるのに対して、ファミリービジネスは1074社(42.7%)であると分類された。また、企業規模の大きい1部市場では、専門経営者企業が69%を占め、地方市場ではファミリービジネスが65%を占めることを指摘している。

3.2.ファミリービジネス研究の状況

国際的な支援団体や研究組織がファミリービジネスの振興に取り組んでいる。The Family Business Network (FBN) は、1989年にスイスのローザンヌに設立された産学協同の非営利団体で、欧米を中心にファミリービジネスを会員とする国際組織である。World Conference Academic Research Forumという国際的な学術研究発表大会も主催しており、理論と実践の両面からファミリービジネスを振興している。また、ファミリービジネスの国際的な経済発展に対する貢献を称えて、IMD-Lombard Odier Darier Hentsch賞(別名:Distinguished Family Business Award)を設立し、表彰している。日本では、Family Business Network Japan (FBN.J) が2001年より活動を始め、2002年にNPO認証を受けている²⁹。FBN.Jでも同様に、「ファミリー・ビジネス大賞」を2007年より表彰している³⁰。

学術的な研究組織としては、IFERA (The International Family Enterprise Research Academy) がある。2003年以降は、FBNの学術研究大会とIFERAは共催する形態に発展している。日本では、ファミ

²⁴ O'Hara, W.T. "The Oldest Family Businesses in America" (http://web.bryant.edu/business/family_business.html)

²⁵ 茶木正安(2008)「我国ファミリー企業のパフォーマンスについて 収益性と市場価値についての実証分析:収益性と市場価値についての実証分析」『日本経営品質学会誌 オンライン』3(1), pp. 2-16.

²⁶ 嶋田美奈(2009)「経営者の交代と戦略パイアス:ファミリー企業の優位性から」『商学研究科紀要』69, p12.

²⁷ 倉科敏材(2003)「ファミリー企業の経営学」東洋経済新報社,p15. この定義による問題点として、経営トップという表現が曖昧であるとされている。茶木(2008)は、経営者が経営の実態を掌握するには、法律的に担保されている地位であり、しかも実質的な人事権を掌握できる会長または社長の地位以外は考えられないとして、経営トップの定義として会長もしくは社長を採用している。茶木正安(2008)「我国ファミリー企業のパフォーマンスについて 収益性と市場価値についての実証分析:収益性と市場価値についての実証分析」『日本経営品質学会誌 オンライン』3(1), pp.2-6.

²⁸ 倉科敏材(2003)「ファミリー企業の経営学」東洋経済新報社,p16.

²⁹ FBN.J 公式サイト (<http://www.fbnj.jp/fbnj/index.html>)

³⁰ <http://www.fbnj.jp/award/index.html>

リービジネス学会が2008年に設立された。

ファミリービジネスの親睦団体としては、Association Les Hénokiens（エノキアン協会）と Tercentenarians' club（300年倶楽部）が有名である。後藤（2004）³¹によると、エノキアン協会は、Marie Brizard社（1775年創業のフランスのワイン醸造会社）会長である同社創業者の子孫を中心として1981年に設立された。入会条件として、創業以来200年以上に存続していること、ファミリーが会社を所有しているか多数所有者である、創業者一族の少なくとも一人が会社を運営しているか取締役メンバーである、財務的に健全であること等とされている。2004年現在の会員は32社であり、イタリア（13社）、フランス（10社）、ドイツ（4社）、日本は法師（旅館業）、月桂冠（清酒醸造）の2社である。300年倶楽部は、英国の老舗企業であるR Durtell & Sons社のG. ダーテル及びEarly's of Witney社のR. アーニーの二人が創設した。入会条件は、少なくとも300年以上続いていること、創業時期に遡って家系が確認できることであるとされる。会員は英国9社、その他6社である。

ファミリービジネスに関する研究と振興プログラムは欧米において盛んに行われている。後藤（2004, 2005）³²によると、米国では多くの大学がファミリービジネス振興に参画しており、積極的に研究している。（表6）に示すように、フォーラム等の定期的大会や表彰により、ファミリービジネス振興に取り組んでいる。

ファミリービジネス研究の潮流は、後藤（2005）³³によると、FBN主催の学術研究発表大会における近年の論題の傾向として、Barle and Means（1932）³⁴を嚆矢とするエージェンシー理論を再考する論点が

顕著であり、その他では資源依存理論、国民文化あるいはスチュワードシップ理論などを根拠とした論文、あるいは起業家精神の視点からファミリービジネスを分析する論文が目立っている。Chrisman, Chua and Sharma（2003）³⁵は、1996～2003年に発表された当該分野における主要論文190件を整理した結果をまとめている。この結果に従って、後藤（2005）³⁶は（表7）のようにファミリービジネスに関する論文のテーマを分類整理している。「経営と所有」（31.6%）はファミリービジネスにおける伝統的な研究テーマであり、中でも世代間の「承継」の問題は企業の存亡を左右するために強い関心を集めている。「戦略の形成と内容」（27.9%）、「戦略実行・管理」（26.3%）と続いており、戦略経営ならびに業績分析へと全体の関心が移動している傾向があることを指摘している。

メディアとしては、1988年に創刊された学術誌として *Family Business Review* がある。一般誌としては *Family Business Magazine* があり、“The World's Largest Family Businesses”などを発表している。毎年4月と11月には国際会議（Family Business Magazine Conference）を開催している。*Forbes* も同様に、“The Best Family Business”を発表しており、ファミリービジネスに対する注目度の高さが窺える。

日本では、日経ビジネス³⁷において、虚業時代にあえて問う不死身の「血族経営」「ファミリービジネスに学べ」として特集された。その中で、「（長期においても、短期においても）総合的な収益力は家業が他企業の方が高く、過去10年間の株式時価総額の伸び率でも、家業型企業は一般企業の上を行き、家業型企業は、より長期の視点で投資や人材育成を実行する」³⁸として、ファミリービジネスが見直されている。

ファミリービジネスの堅実性も高収益性や長寿性

³¹ 後藤俊夫（2004）「ファミリー企業における長寿性」『関西国際大学地域研究所叢書』1, pp. 91-114。

³² 後藤俊夫（2004）「ファミリー企業における長寿性」『関西国際大学地域研究所叢書』1, pp. 91-114。後藤俊夫（2005）「ファミリービジネスの現状と課題：研究序説」『静岡産業大学国際情報学部研究紀要』7, pp. 205-339。

³³ 後藤俊夫（2005）「ファミリービジネスの現状と課題：研究序説」『静岡産業大学国際情報学部研究紀要』7, pp. 215。

³⁴ Barle, A. and Means, G. (1986), “The Modern Corporation and Private Property, Transaction Publishers”（北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社, 1958年）

³⁵ Chrisman, J. J., Chua, J. H. and Sharma P. (2003) Current Trends and Future Directions in Family Business Management Studies: Toward a Theory of the Family Firm. 2003 Coleman White Paper series

³⁶ 後藤俊夫（2004）「ファミリー企業における長寿性」『関西国際大学地域研究所叢書』1, p107。

³⁷ 日経ビジネス（2006年3月6日号）

³⁸ 齋藤卓爾（2006）「ファミリー企業の利益率に関する実証研究」『企業と法創造』3（1）（2008）, p. 5。

の理由として挙げられている。後藤（2004）³⁹ による、静岡県内で100年以上存続している老舗企業調査（679社）のうち、財務データを入手できた104社について財務分析した結果、老舗企業は自己資本比率が高いことが分かった。これは、長期にわたる堅実な経営の結果であり、財務においては保守的で借金が比較的少なく、長年にわたって収益を実現してきたためであると解釈している。

（表6）ファミリービジネス研究・振興プログラムの事例

名称	主催団体
The Family Business Awards	Family Business Center
Oregon Family Business of the Year	Oregon State University
Family Business Awards	Cal State Fullerton
Family Business Forum	University of San Diego
USC Family Business Program	University of Southern California's
Family Business Forum	University of Alabama
Wisconsin Family Business Forum	University of Wisconsin Oshkosh
Delaware Diamond Awards	The Delaware Small Business Development Center
Family Business Center	The University of Massachusetts
Montana Family Business Award	Montana State University
Excellence in Family Business Awards	Oregon State University
Family Business of the Year Award	University of St. Thomas
Family Business of the Year Award	University of Pennsylvania
Leadership in Family Business Research Initiative	London Business School
National Family Business of the Year Award	MassMutual Financial Group
Annual World Conference	The Family Business Network
Distinguished Family Business Award	The Family Business Network, IMD他
Family Business Center	University of Wisconsin-Madison
Family Business Research Institute	Cornell University

（出所）後藤（2004），p. 107より抜粋。

その他、齋藤（2006）⁴⁰ は、ファミリービジネスの高利益率は創業者自身の能力、情熱などに負うところが大きいと推察している。その一方で、創業者ほどの能力、情熱を持たない可能性の高い創業者の子孫に経営が受け継がれた企業では、所有と経営の一致にともない経営者の保身により効率性が低下する可能性も指摘している。

3.3.ファミリービジネスの課題

ファミリービジネスの課題としては、事業承継の問題が最大であるといえるだろう。ファミリービジネスに関する先行研究の中でも世代承継問題をテーマとしたものは多く、特に同族内部における承継の

難しさが指摘されている（後藤，2006）⁴¹。ファミリービジネスにおける経営者交代による事業承継は、単なる経営・マネジメントの承継ではない。

（表7）ファミリービジネスに関する論文のテーマ分析：1996～2003年

1. 目的と目標 11件(5.7%)	経済的目的	非経済的目的	目的形成プロセス
2. 戦略の形成と内容 53件(27.9%)	戦略計画立案 事業戦略 起業家精神革新 10(5.3%)	外部環境の機会と驚異 機能別戦略 利害関係者、倫理、CSR	全社戦略 国際化戦略 資源・競争力 11(5.8%)
3. 戦略実行・管理 50件(26.3%)	ガバナンス 18(9.5%) システム、プロセス、ネットワーク	組織構造 文化、価値観	行動、対立 12(6.3%) 進化、変化
4. 経営と所有 60件(31.6%)	リーダーシップ所有 14(7.4%)	専門家志向	継承 42(22.1%)
5. 組織的業績 37件(19.5%)	経済的業績 29(15.3%)	非経済的業績	
6. その他(戦略性あり)	19件(10.0%)		
7. その他(上記以外)	40件(21.1%)		
合計	190件(100.0%)		

（出所）後藤（2005），p. 216。

Kenyon-Rouvinez and Ward（2005）⁴² は、ファミリービジネスにおける事業継承を（1）所有に基づく経済価値とオーナーシップの承継、（2）経営のリーダーシップの承継、（3）ファミリーの構成員としての資格とリーダーシップの承継としている。嶋田（2009）⁴³では、ファミリービジネスにおける事業承継について、承継プロセスが非ファミリービジネスよりも時間的に長いと、前任経営者と後継経営者との関係が濃密でビジョンや組織文化引き継ぎも行われやすく、所有と経営の一致から企業統治に有

⁴¹ 後藤俊夫（2006）「ファミリー企業におけるCEOの承継：東アジアの知見」『関西国際大学地域研究所叢書』3, pp. 57-75。

⁴² D. Kenyon-Rouvinez, J.L. Ward, “Family Business: Key Issues”, Palgrave Macmillan (2005) (富樫直記監訳(2007)『ファミリービジネス 永続の戦略』ダイヤモンド社), pp. 149-178。

⁴³ 嶋田美奈（2009）「経営者の交代と戦略バイアス：ファミリー企業の優位性から」『商学研究科紀要』69, pp. 19。

³⁹ 後藤俊夫（2004）「ファミリー企業における長寿性」『関西国際大学地域研究所叢書』1, pp. 108-111。

⁴⁰ 齋藤卓爾（2006）「ファミリー企業の利益率に関する実証研究」『企業と法創造』3（1）, pp. 171-185。

効な構造が土台にあるなどの優位性があるため、承継パフォーマンスにも優位に働くことが指摘されている。

しかし、後藤（2006）⁴⁴によると、ファミリービジネスにおける世代承継の問題として、経営責任者の在任期間が長く、高齢化している。にもかかわらず、ファミリー内部における次世代への承継比率は低下しており、2代目、3代目と代を重ねるごとに低下していく傾向がある。また、事業承継に向けた税制などの制度的整備についても必要とされる。ファミリービジネスにおいては円滑な世代承継の仕組みについて、ガバナンス・システム、若手を対象とした啓蒙教育、ファミリーの紐帯強化などの観点から検討していく必要がある（後藤, 2004）⁴⁵。

4. 事業承継税制とファミリービジネス

4.1. 相続税法改正と事業承継時の租税負担

金子（2014）⁴⁶が指摘する通り、事業を承継した場合には、一般に多額の相続税ないし贈与税を負担しなければならない。承継する事業が法人形態をとっている場合には、相続・贈与等によって取得する財産は、主として法人（閉鎖的家族会社）の取引相場のない株式であるが、その評価額が大きな金額にのぼり、それに対する相続税・贈与税の負担が思っていたよりも重いことも少なくない。

相続税法上の基礎控除の金額は、5000万円と、1000万円に当該被相続人の法定相続人の数を乗じて得た金額との合計額である（相続税法 15 条）。

この点、平成 25 年度改正で、抜本改革法の附則に従って、格差固定化の防止および相続税の再分配機能・財源調達機能の回復のために、基礎控除の金額を「3000万円+600万円×法定相続人数」として、その額を現在と比べて 60%に減額して課税ベースを拡大した。これは、平成 27 年 1 月 1 日以後に相続ま

たは遺贈により取得した財産に対する相続税について適用される。

従来から、税法上の同族会社については、同族オーナーの所有する自社株式に対する相続税の負担が大きかった。これが、平成 25 年度税制改正の影響により、平成 27 年 1 月 1 日以降、さらに大きな負担となる。

4.2 事業承継税制

中小企業経営承継円滑化法の附則 2 条に、平成 20 年度中に税制上の必要な措置を講ずるべき旨が定められた。これを受けて、平成 21 年度の税制改正の一環として新しい事業承継税制が導入され（租税特別法 70 条の 7～70 条の 7 の 4）、平成 20 年 10 月 1 日に遡って適用することとされた（改正附則 63 条）。

税理士法人プライスウォーターハウス（2013）⁴⁷に従って、この制度の概要を整理すると、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度は、一定の非上場株式等（既保有分を含め発行済議決権株式総数（議決権に制限のない株式の発行済総数）の 3 分の 2 に達するまでの部分を上限とする）を相続又は遺贈により取得した後継者について、原則としてその非上場株式等の課税価格の 80%に対応する相続税額の納税を、その後継者の死亡の日まで猶予するというものである（租税特別措置法 70 条の 7 の 20）。

贈与税の納税猶予制度は、一定の非上場株式等（既保有分を含め発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分を上限とする）を贈与により取得した後継者について、当該株式の贈与に係る贈与税の全額の納税を、その贈与者の死亡の日まで猶予するというものである（租税特別措置法 70 条の 7 第 1 項）。

この制度は中小非公開同族会社のための特別措置である。

しかし、この制度の利用が少ない。金子（2014）⁴⁸によれば、制度創設以来 3 年間に経済産業大臣の事前確認を受けた件数は 2800 社程度、適用件数は 500

⁴⁴ 後藤俊夫（2006）「ファミリー企業における CEO の承継：東アジアの知見」『関西国際大学地域研究所叢書』3, pp. 57-75。

⁴⁵ 後藤俊夫（2004）「ファミリー企業における長寿性」『関西国際大学地域研究所叢書』1, pp.108-111。

⁴⁶ 金子宏（2014）「租税法[第 19 版]法律学講座双書」弘文堂、pp.606-607。

⁴⁷ 税理士法人プライスウォーターハウス（2013）「完全ガイド事業承継・相続対策の法律と税務」税務研究会、pp.176-177。

⁴⁸ 金子宏（2014）「租税法[第 19 版]法律学講座双書」弘文堂、p609。

件程度である⁴⁹。

この制度の利用が少ない要因として、実務家の立場から牧口（2013）⁵⁰ は、納税猶予の条件は、経済産業大臣の認定と相続後5年間、長男等の承継者が代表者で、平均8割以上雇用を確保(平成25年度税制改正後の省令の適用を受ける場合)し、相続株式を譲渡しないことである。しかし、これを外すと納税猶予額と利子税を払わなければならないため、急遽来た条件の良いM&Aの話に乗ると困る場合があるとしている。

平成25年税制改正では、手続き面を中心にその簡素化に向けた改正が行われた。しかし、私見としては、実務上は、①株式の継続保有、②雇用維持、および、③猶予されない場合の猶予額と利子税の納税リスクの大きさから、利用が進まないものと考ええる。

4.3 事業承継税制へのファミリービジネスの視点の導入

後藤（2014）⁵¹によれば、上記の事業承継税制、およびその基礎となる中小企業経営承継兼轄化法、中小企業基本法は、親族内承継から第三者承継をも視野に入れた事業承継の多様化に対応する中小企業論の考えを反映した制度である。

しかし、ここには、健全な親族内支援を支えるファミリー所有の維持という視点に欠けるものである。事業承継税制や制度を検討する上では、後藤（2012）⁵²も指摘のように、ファミリービジネス研究の視点を、従来の考え方を補完するために取り入れ、ファミリービジネスの健全な成長にも資するようにする

⁴⁹ このことに鑑み、平成25年度改正で、この制度を利用しやすくするため、平成27年1月1日以後にかかる事業承継について、承継者は被相続人の親族でなくてもよいこと、経済産業大臣による事前確認制度(円滑化令6条1項7号・8号、租特令23条の9第8項・11項・23条の10第1項・2項・8項・9項)を廃止すること(本制度への経済産業大臣の関与は同法12条1項1号に関するものとして財務省令で定めるものの認定に限られる。租特70条の7第2項4号)を含め、かなり大幅な改正が行われた。金子宏(2014)「租税法[第19版]法律学講座双書」弘文堂、p609。

⁵⁰ 牧口晴一(2014)「第五訂版 図解&イラスト 中小企業の事業承継」清文社、pp356-357。

⁵¹ 後藤俊夫(2014)「ファミリービジネス研究の現状と課題」日本国際情報学会、2014年12月6日、日本大学。

⁵² 後藤俊夫編著(2012)「ファミリービジネス知られざる実力と可能性」白桃書房、pp.161-162。

必要があると考える。

5. まとめ

本稿では、税法上の同族会社とファミリービジネスの異同についてみた。税法上の同族会社は、明確な定義が示されているのに対し、ファミリービジネスには、明確な定義は定められていない。税法上の同族会社には、非同族会社にはない独自の規制があるため、その範囲を明らかにする必要があるからである。

一方、ファミリービジネスに対する研究は、定義の明確化されていないものの、実績を積んでおり、特に、事業承継に関する研究は数多くなされていることを明らかにした。

そこで、本稿では、新しい感覚が要請される事業承継税制に対し、実務家の視点からの検討と、新しい感覚が要請されるファミリービジネスの視点を、従来の考え方を補完するために導入し、これを活用すべきことを示した。

従来の税制の検討においては、ファミリービジネスの視点が欠けていた。今後は、事業承継税制のみならず、他の制度改正にあたっては、ファミリービジネスの視点を取り入れるべきと考える。

【参考文献】

- Anderson, R.C. and Reeb, D.M. (2003) "Founding-Family Ownership and Firm Performance: Evidence from the S&P 500," *Journal of Finance*, 58 (3), pp. 1301-1328.
- Aldrich, H.E. and Cliff, J.C. (2003) "The Pervasive effects of family on entrepreneurship: Toward a family embeddedness perspective," *Journal of Business Venturing*, 18 (5), pp. 573-596.
- Barle, A. and Means, G. (1986) "The Modern Corporation and Private Property, Transaction Publishers" (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社, 1958年)
- Chrisman, J. J., Chua, J. H. and Sharma P. (2003) *Current Trends and Future Directions in Family Business Management Studies: Toward a Theory of the Family Firm. 2003 Coleman White Paper series*
- Chandler, A. (1977) "The invisible hand: The managerial revolution in America business, Cambridge,": Harvard University Press.
- Daily, C.M. and Dollinger, M.J. (1993) "Alternative Methodologies for Identifying Family - versus Nonfamily - managed Business," *Journal of Small Business Management*, 31 (2), pp. 79-90.
- Davidsson, P. (1991) "Continued Entrepreneurship: Ability, Need

- and Opportunity As Determinants of Small Firm Growth,”
Journal of Business Venturing, 6 (6), pp. 405-429.
- David S., Landes “Dynaetiyies Fortune and Misfortunes of the
World’s Great Family Businesses”(2006)(中谷和男『ダイナス
ティ』PHP 研究所、2007 年 7 月)
- Dhaliwal, D. S., Salamon, G. L., & Smith, E. D. (1982). “The
effect of owner versus management control on the choice of
accounting methods.” *Journal of Accounting and Economics*, 4,
41-53.
- D., Kenyon-Rouvinez, J.L. Ward, “*Family Business: Key
Issues*”, Palgrave Macmillan (2005)(富樫直記監訳(2007)『ファ
ミリービジネス 永続の戦略』ダイヤモンド社)
- D. Miller, I.L. Miller, “*Managing For the Long Run: Lesson in
Competive Advantage from the Greatb Family Businesses*”,
Harvard Business School Press (2005) (斎藤裕一訳「同族経
営はなぜ強いのか？」ランダムハウス講談社、2005 年 7
月)
- K.E. Gersick, J.A. Davis, M.M. Hampton, I. Lansberg, “*Generation to
Generation: Life Cycles of the Family Business*”, Harvard
Business School Press (1997)(犬飼みずほ訳、岡田康司監訳
『オーナー経営の存続と承継』流通科学大学出版、1999
年 6 月)
- Potziouris, P. and Sitorus, S. (2001) “The financial structure and
performance of family and non-family companies revisited:
Evidence from UK private economy,” Proceedings of the 13th
FBN Academic Research Conference, 2001.
- Lansberg, I. (1983) “Managing human resources in family firms:
the problem of institutional overlap,” *Organizational Dynamics*,
12 (1), pp. 39-46.
- Newbauer, Fred and Alden G. Lank (1998) *The family Business;
Its Governance for Sustainability*. Routledge, New York.
- Wortman, M. S. (1994). Theoretical foundations for family-owned
business: A conceptual and research-based paradigm. *Family
Business Review*, 7(1), 3-27.
- Westhead, P. and Cowling, M. (1998) “Family Firm Research: The
Need for a Methodological Rethink,” *Entrepreneurship Theory
and Practice*, 23 (1), pp. 31-56.
- 後藤俊夫 (2004) 「ファミリー企業における長寿性」『関西国
際大学地域研究所叢書』1, pp. 91-114.
- 後藤俊夫 (2005) 「ファミリービジネスの現状と課題：研
究序説」『静岡産業大学国際情報学部研究紀要』7, pp.
205-339.
- 後藤俊夫 (2006) 「ファミリー企業における CEO の承継：東
アジアの知見」『関西国際大学地域研究所叢書』3, pp. 57-75.
- 後藤俊夫 (2009) 『三代、100 年潰れない会社のルール』ブ
レジデント社
- 後藤俊夫編著 (2012) 「ファミリービジネス知られざる実力
と可能性」白桃書房
- 後藤俊夫 (2014) 「ファミリービジネス研究の現状と課題」日
本国際情報学会、2014 年 12 月 6 日、日本大学。
- 加護野忠男 (2008) 「学術からの発信 経営学とファミリー
ビジネス研究」『学術の動向』13 (1), pp. 68-70
- 木村行雄 (2003) 「所有者企業のコーポレート・ガバナンス：
日本の同族企業を中心として」『慶應商学論集』16 (1), pp.
15-40
- 倉科敏材 (2003) 「ファミリー企業の経営学」東洋経済新報
社
- 倉科敏材 (2008) 「オーナー企業の経営学 - 進化するファミ
リービジネス」中央経済社
- 倉科敏材 (2010) 「オーナー企業経営の特質」甲南大学経営
学会編『経営学の伝統と革新』千倉書房
- 齋藤卓爾 (2006) 「ファミリー企業の利益率に関する実証研
究」『企業と法創造』3 (1), pp. 171-185
- 斎藤達弘 (2008) 「ファミリー企業であり続けるために」『大
阪大学経済学』57 (4), pp. 5-21.
- 茶木正安 (2008) 「我国ファミリー企業のパフォーマンスに
ついて 収益性と市場価値についての実証分析: 収益性
と市場価値についての実証分析」『日本経営品質学会誌
オンライン』3 (1), pp. 2-16.
- 嶋田美奈 (2009) 「資源ベース論によるファミリー企業分析
の課題」『商学研究科紀要』68, pp. 15-27.
- 嶋田美奈 (2009) 「経営者の交代と戦略バイアス：ファミリ
ー企業の優位性から」『商学研究科紀要』69, pp. 11-22.
- 鈴木敏文・林昇一監修、中央大学総合政策研究科経営グルー
プ編 (2006) 『経営革新 vol.2』中央大学出版部。
- 階戸照雄 (2008) 「欧米のオーナー経営の特殊性」倉科敏材
編著『オーナー企業の経営』中央経済社
- 税理士法人プライスウォーターハウス (2013) 「完全ガイド事
業承継・相続対策の法律と税務」税務研究会
- 曾根秀一 (2012) 「経営学の広がり (Part1) ファミリービジ
ネスのマネジメント」加護野忠雄・吉村典久編『1 からの
経営学 (第 2 版)』碩学舎、pp.247-267
- 辰巳忠次 (2013) 『いまさら人に聞けない「同族会社の自社
株対策」実務 Q&A【改訂版】』セルバ出版。
- 帝国データバンク (2009) 「100 年続く企業の条件」朝日新
聞出版 9
- 野村進 (2006) 『千年、働いてきました ー老舗企業大国ニッ
ポンー』角川書店
- 牧口晴一 (2014) 「第五訂版 図解&イラスト 中小企業の事
業承継」清文社
- みずほ総合研究所 (2008) 「オーナー企業の継続的發展に向
けて」『みずほレポート』
- 横澤利昌 (2012) 「老舗企業の研究 改訂新版」生産性出版
社
- 吉村典久 (2007) 『日本の企業統治ー神話と実態』NTT 出版。
- 吉村典久 (2012) 『会社を支配するのは誰かー日本の企業統
治』講談社。

(Received: January 22, 2015)

(Issued in internet Edition: February 6, 2015)